

建設業者各位

鳴門市総務部公共施設マネジメント課契約検査室

「地域建設業経営強化融資制度」の適用について

急激な経済環境の変化、建設投資の急速な減少、資材価格の高騰等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は極めて厳しい状況に直面していることから、国においては建設業の資金調達の円滑化を支援するため、平成20年10月17日付け国土交通省建設流通政策審議官通知により、「地域建設業経営強化融資制度」を創設しました。

鳴門市においても、経済・雇用対策の取り組みの一つとして、本制度の適用を開始します。

1. 制度の概要

鳴門市と工事請負契約を締結している中小・中堅建設業者が、地域建設業経営強化融資制度による融資を希望する場合、鳴門市から未完成工事にかかる工事請負代金債権の譲渡承諾を得た上で、これを担保に金融機関等から融資を受けられる制度です。

【特徴】

従来の下請セーフティネット債務保証事業の工事出来高分までの融資と違い、出来高を超える部分までの融資を受けることができます。

2. 対象となる建設業者

鳴門市が発注した工事を受注している中小・中堅元請建設業者
(原則として資本の額もしくは出資の総額が20億円以下または常時使用する従業員数が1,500人以下の建設業者)

3. 対象工事

工事請負代金の額が1000万円以上の工事で、出来高が2分の1以上に到達したと認められる工事

【対象外工事】

- 低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- 債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事で、当該年度が最終年度でない工事
- 履行保証を付した工事で、役務的保証を必要とする工事
- その他建設業者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事等

4. 債権譲渡先

事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、地域建設業経営強化融資制度に係る元請業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適當と認める民間事業者であつて、元請業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者

5. 実施時期

令和3年4月1日から令和13年3月末まで